R7年度第3回地域包括支援センター運営協議会資料（一部抜粋）

札幌市地域包括支援センター・介護予防センターの評価事業について

資料5

①評価確認事業

【現行】
⑴ 各センターが運営方針による取組項目に基づき、実施計画、実施内容、活動に応じて自己評価を行う。
⑵ 区保健福祉課は、各センターの取組結果について活動目標の達成状況を確認し、区保健福祉課による総合評価を行う。

②適正指導

【現行】
⑴ 介護予防支援および介護予防ケアマネジメントに関して、区保健福祉課が適正指導を行う。
⑵ 各センターの紹介率最高法人及び再委託先居宅介護支援事業所の占有率について、区保健福祉課が確認を行う。

③厚労省の地域包括支援センターの事業に係る評価

【現行】
⑴ 厚労省から依頼があり、国の評価指標に基づき、各センター及び市が自己評価を行う。
⑵ 厚労省から全国のセンター及び市町村の自己評価結果が送付される。

令和8年度からは、評価事業として一本化

⑴ 地域包括支援センター・介護予防センターが運営方針による取組項目に基づき、実施計画、実施内容を記載する
⑵-1 厚労省の地域包括支援センターの事業に係る評価指標に基づき、各地域包括支援センターが自己評価し、点数化。
⑵-2 厚労省のインセンティブ交付金の評価指標や運営方針の指標等に基づき、各介護予防センターが自己評価し、点数化。
⑶ 市が各センターを巡回し、自己評価の振り返り、人員・ケアプラン数が適正か、サービス事業所の中立・公正が保たれているか、介護予防ケアマネジメントが適正に行われているか等を確認し、助言を行う
※介護予防支援および介護予防ケアマネジメントに関しては、運営指導により確認、指導を行う。

令和8年度介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る適正指導（令和7年度実績）

1．目的

介護保険法の理念に基づき、介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントが本人の自立支援に資するものとなるよう、また、中立・公正にサービス提供事業者の選択がされるよう、確認及び指導・助言を行う。

2．実施概要及び実施結果

ケアプランに位置付けられた割合が最も高い法人とその占有率の確認

令和8年3月分のケアプランについて下記を確認。

① 訪問型サービス、通所型サービス、福祉用具貸与を位置づけたケアプランうち、件数が最も多い法人と、当該法人の運営する介護サービス事業所を位置付けた割合（占有率）

② 再委託した居宅介護支援事業所について、最も多く再委託した法人と、その占有率

③ 自法人が運営する居宅介護支援事業所に再委託した場合の占有率

サービス種別	一事業所における 占有率（平均）
訪問型サービス	20.2%
通所型サービス	23.6%
福祉用具貸与	16.6%
居宅介護支援事業所（再委託）	12.3%
包括受託法人の居宅介護支援事業所（再委託）	6.6%

※令和6年度まで実施していた介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの適正指導に関しては、今まで同様、指定介護予防支援事業所に入る運営指導により、確認及び指導を行う。

【実施結果】

一事業所における平均占有率は、運営方針において80%を上限として設定。全ての項目で上限を下回っており、全センターで事業者の選択は公正・中立に行われていることを確認 。引き続き公正・中立性を確保した事業運営について徹底していく。

R7年度第3回地域包括支援センター運営協議会資料（一部抜粋）

令和8年度からの評価事業における自己評価について

地域包括支援センターの事業に係る評価指標による自己評価の方法

令和6年度の地域包括支援センター事業評価

令和7年8月に実施した、厚労省による地域包括支援センターの評価指標による取り組み等に関する調査に基づき、

〇センターの事業評価に係る指標（札幌市が選択した任意指標、中間アウトカム・アウトプット評価指標含む）を1点

〇インセンティブ交付金評価指標に関連した指標を2点とし、

各センターの自己評価を点数化。

⇒P10、11

令和7年度の地域包括支援センター事業評価

令和8年夏頃に実施予定の、厚労省による地域包括支援センターの評価指標による取り組み等に関する調査に基づき、

〇センターの事業評価に係る指標、札幌市が選択した任意指標を1点

〇インセンティブ交付金評価指標に関連した指標、札幌市が選択した中間アウトカム・アウトプット評価指標を2点とし、

各センターの自己評価を点数化。

⇒P10、11

令和8年度札幌市地域包括支援センター事業評価　自己評価結果一覧（令和7年度実績）

センター名	地域包括支援センター指標		
	センターの事業評価に係る指標、札幌市が選択した任意指標：各1点／ 33点満点	インセンティブ交付金評価指標に関連した指標、札幌市が選択した中間アウトカム・アウトプット評価指標 ：各2点／104点満点	合計
中央区第1地域包括支援センター	**27**	**94**	**121**
中央区第2地域包括支援センター	**29**	**94**	**123**
中央区第3地域包括支援センター	**27**	**96**	**126**
北区第1地域包括支援センター	**28**	**88**	**116**
北区第2地域包括支援センター	**25**	**100**	**125**
北区第3地域包括支援センター	**28**	**102**	**130**
東区第1地域包括支援センター	**28**	**92**	**120**
東区第2地域包括支援センター	**27**	**98**	**125**
東区第3地域包括支援センター	**28**	**94**	**122**
白石区第1地域包括支援センター	**29**	**98**	**127**
白石区第2地域包括支援センター	**29**	**98**	**127**
白石区第3地域包括支援センター	**29**	**94**	**123**

厚別区第1地域包括支援センター	29	96	125
厚別区第2地域包括支援センター	29	100	129
豊平区第1地域包括支援センター	29	98	127
豊平区第2地域包括支援センター	29	94	123
豊平区第3地域包括支援センター	29	96	125
清田区第1地域包括支援センター	28	100	128
清田区第2地域包括支援センター	27	102	129
南区第1地域包括支援センター	29	102	131
南区第2地域包括支援センター	29	98	127
南区第3地域包括支援センター	28	98	126
西区第1地域包括支援センター	28	98	126
西区第2地域包括支援センター	29	92	121
西区第3地域包括支援センター	29	94	123
手稲区第1地域包括支援センター	28	96	124
手稲区第2地域包括支援センター	29	94	123
平均	28	97	125

R7年度第3回地域包括支援センター運営協議会資料（一部抜粋）

令和8年度からの評価事業における自己評価について

介護予防センターの事業に係る評価指標による自己評価の方法

令和7年度の介護予防センター事業評価
厚労省のインセンティブ交付金の評価指標や運営方針の指標等に基づき、
〇運営方針の活動指標等を１点
〇インセンティブ交付金評価指標に関連した指標を２点とし、
各センターの自己評価を点数化。
⇒令和8年冬頃の地域包括支援センター運営協議会で報告を予定。

【事業評価指標例】インセンティブ交付金評価指標	
地域の介護予防活動及び介護予防が必要な対象者の把握に係る取組の強化	・介護予防教室の実施回数及び介護予防に資する地域活動組織の育成・支援の実施回数は仕様書に定めるランク別の実施回数を超えているか
	・広報活動や講演会などを通じ、介護予防センターの役割や一番身近な相談窓口であることを十分に周知しているか
	・令和7年度の介護予防教室における新規参加者の割合は、令和6年度の実績と比較して増加したか
住民主体の介護予防活動の促進に向けた支援の強化	・通いの場の立ち上げに向けた支援を実施したか
	・通いの場の立ち上げ支援を行った結果、新たに立ち上がった通いの場はあったか
	・通いの場への継続的な参加や参加意欲の向上につながるよう、通いの場の参加者からの意見を取り入れているか
様々な手法による効果的な介護予防活動の推進	・通いの場等において、年１回以上は効果測定を行っているか
	・介護予防教室の活動内容について、専門職に意見を聞くなど効果的な取組となるよう検討を行ったか
	・参加者が自分の体力測定の結果をもとに次回の目標を設定するための助言を行ったか
	・HARPから提供される自立生活向上支援業務の成果物等を活用し、その地域に必要な介護予防活動を介護予防教室に取り入れているか

令和8年度介護予防センター運営事業に係る評価事業（令和7年度実績）

介護予防センター名	インセンティブ交付金評価指標に関連した指標以外：各１点（13点満点）	インセンティブ交付金評価指標に関連した指標：各２点（20点満点）	合計（33点満点）
中央区介護予防センター　大通公園	11	20	31
中央区介護予防センター　北一条	ー	ー	ー
中央区介護予防センター　円山	11	18	29
中央区介護予防センター　宮の森	12	18	30
中央区介護予防センター　曙･幌西	11	20	31
中央区介護予防センター　旭ヶ丘	13	20	33
北区介護予防センター　新道南	10	16	26
北区介護予防センター　新琴似	10	16	26
北区介護予防センター　百合が原	10	16	26
北区介護予防センター　茨戸	12	20	32
北区介護予防センター　篠路	12	18	30
北区介護予防センター　新川・新琴似西	11	18	29
北区介護予防センター　屯田	12	16	28
東区介護予防センター　なえぼ	10	18	28
東区介護予防センター　北光	9	18	27
東区介護予防センター　北栄	11	16	27
東区介護予防センター　元町	ー	ー	ー
東区介護予防センター　伏古本町	13	18	31
東区介護予防センター　東苗穂	13	20	33
東区介護予防センター　栄町	12	20	32
東区介護予防センター　栄・丘珠	10	20	30
白石区介護予防センター　白石中央	12	20	32
白石区介護予防センター　川下	12	20	32
白石区介護予防センター　菊水	12	18	30
白石区介護予防センター　菊の里	10	20	30
白石区介護予防センター　本通	12	20	32

介護予防センター名	インセンティブ交付金評価指標に関連した指標以外：各１点（13点満点）	インセンティブ交付金評価指標に関連した指標：各２点（20点満点）	合計（**33点満点**）
厚別区介護予防センター　厚別西東	**11**	**20**	**31**
厚別区介護予防センター　もみじ台	**12**	**16**	**28**
厚別区介護予防センター　厚別中央・青葉	**10**	**20**	**30**
厚別区介護予防センター　大谷地	**9**	**20**	**29**
豊平区介護予防センター　美園	**13**	**18**	**31**
豊平区介護予防センター　中の島	**13**	**20**	**33**
豊平区介護予防センター　西岡	**10**	**20**	**30**
豊平区介護予防センター　東月寒・福住	**12**	**20**	**32**
豊平区介護予防センター　月寒	**13**	**14**	**27**
豊平区介護予防センター　南平岸	**12**	**18**	**30**
清田区介護予防センター　北野・平岡	**12**	**20**	**32**
清田区介護予防センター　清田・里塚・美しが丘	**13**	**20**	**33**
清田区介護予防センター　清田中央	**13**	**20**	**33**
南区介護予防センター　石山・芸術の森	**12**	**20**	**32**
南区介護予防センター　澄川	**13**	**20**	**33**
南区介護予防センター　定山渓	**13**	**16**	**29**
南区介護予防センター　もいわ	**9**	**16**	**25**
南区介護予防センター　まこまない	**12**	**18**	**30**
西区介護予防センター　八軒	**11**	**18**	**29**
西区介護予防センター　山の手・琴似	**11**	**20**	**31**
西区介護予防センター　西町	**13**	**18**	**31**
西区介護予防センター　西野	**11**	**20**	**31**
西区介護予防センター　発寒	**9**	**20**	**29**
手稲区介護予防センター　まえだ	**11**	**20**	**31**
手稲区介護予防センター　新発寒・富丘・西宮の沢	**12**	**20**	**32**
手稲区介護予防センター　中央・鉄北	**10**	**18**	**28**
手稲区介護予防センター　稲穂･金山・星置	**11**	**20**	**31**
平均	**11**	**19**	**30**